тішл	/付家	年度	平成25年度			劝手	*未	マネージメ	7 17	<i>,</i> — Г			作成	<del>自 日</del>	7成26年 04	4 月 23 E	
事務	事業	名	家庭系もえるごみの有料化事業							当			産業環境部	部 環境課	清掃		
政策	策名	$\perp$	_	∖がある安全快適		)			電話		0285-83-8126						
施領	策名		3 廃棄物の抑	門制と適切な処理	<u> </u>				実施	計画上の	の主要事業						
基本	事業	名									╵┌	単年度のみ	*				
法令	<b>入根拠</b>	L ?	真岡市廃棄物の処	処理及び清掃に「	関する条例、	ごみ処理手数料			事業期間		_		, 区(開始年度	平成26	年度~)		
予算	算科目	1	2.清排	掃費 1.清掃総務費			3.51474311-3		. =	]			度~	年度)			
事業	<b></b>	要   i	もえるごみの有料化は、ごみ排出量に応じた費用負担の公平化を図るとともに、費用を軽減しようとする意識の高まりにより、ごみ排出量の抑制につながる。また、芳寶地区エコステーションの建設費抑制のため、規模を180t/日から143t/日に変更したため、平成19年度比較の10パーセントのごみ減量が達成しなければならない目標値となっている。 さらには、ごみ減量により負担金の減額にもなるため、家庭ごみの内「もえるごみ」の有料化が有効な手段と考え、平成26年4月より、一般家庭から排出されるもえるごみを指定袋で有料化する。指定袋の大きさと価格は、「大45L50円」「中30L30円」「小20L20円」とする。 指定ごみ袋の販売収入は、不法投棄対策、ごみ収集連搬事業、ごみ減量化推進事業等に充てる。														
1. 現	.状把	握の部	(1) 事務事業の	)目的と指標													
①手段	(主	な活動)				⑤活	動指	標(事務事業の活動	量を表す指	旨標) の推	-						
25年度			周知が図られるよう、	、パンフレット「	テ起紙 ポス	<u> </u>	-	名称		$\stackrel{-}{\longrightarrow}$	単位	22 年度(実績)	23 年度(実績)	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(見込)	
ター等説明会	成し、真  施し周知	岡ケーブルテレビを  に努めた。さらに全1	そ利用した広報や、全 全世帯にポスティンク	全区で地域 グ方式により、	ア	ア 指定ごみ袋製造委託料				千円				9,828	26,482		
チラシ及び外国語チラシと指定ごみ袋各1枚を同封したサンプルセットを配布した。 ア成26年4月からの開始に向け、平成25年11月から販売店の募集を開始し、指定ごみ袋の販売を平成26年2月から事前に開始した。						1	ごみ\$	袋製造枚数(大・中・小	・ボランティ	ア袋)	枚				1,200,000	2,520,000	
					ゥ :	指定で	ごみ袋販売収入			千円				39,288	82,000		
26年度 4月よ			ーションに出すもえる	るごみは、真岡市!	指定ごみ袋と	ı	指定で	ごみ袋販売店数			店				133	140	
なる。		募集し、指定ごみ袋に			オ	オ											
			象にしているのか)。			6対	象指	標(対象の大きさを	表す指標)	の推移	**・仕	^^ 午 <u>時</u> (宝績)		^4 年時(宝績)	な 年度(宝績)	「〜〜 左座(目))	
市民、	家庭:	系もえる	ごみの排出量、ごみご	ステーション		ア	:人口	名称		$\overline{}$	単位 人	22 年段(天祿/	23 年度(実績)	24 年長(天稹)	25 年度(実績) 80,929	26 年度(見込	
						1	イ 家庭系もえるごみ排出量				t			ļ	19,648	18,207	
						ウ.	ウ ごみステーション数 エ				.力所			[	1,757	1,773	
							オ										
			よって、対象をどう		 	⑦成	⑦成果指標(対象における意図された対象の程度						23 年度(実績)	24 年度(宝績)	25 年度(実績)	26 年度(見込	
こか有	料化	こより、	ごみ減量化意識が高	まり、こみ分別か回	上する。	ア	名称 ア:1人1日当たりのごみ量				里加 g	22 牛皮(大阪/	23 牛皮(大根)	24 牛皮(大阪/	25 年段(美額)	749	
						7						<u> </u>		ļ			
					リカ	ウ エ					<sub>[</sub>		[				
~ ~~m	(1)					<del>.</del>	····	··· - /									
			(上位施策) に結びつ 減量化が図られる。	けるのか)		.   8上	<u>位成</u>	果指標 (結果の達成 名称	度を表す指	音標)の推	_	22 年度(宝績)	23 年度(実績)	24 年度(宝績)	25 年度(宝績)	26 年度(見込	
資源化	率の	向上	火星10万四つ100。					<b>収集が良いと感じている</b>	市民の割合		%	22 112 (2019)	20 112 (50)90	21 12 (20)	81.6	82.2	
						イ	資源化	化率の向上			%			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13.7	14.7	
						エ											
(2) 総事業費の推移 単位 22年度							績) 23年度(実績)		) 24.5		度(実績	青)	25 年度(実	≧績)	26 年度	(見込)	
<u> </u>			国庫支出金	千円		2494)	0.]	0			0		0			0	
	惠	財 源 内 	県支出金	千円	·····		0		0			0		0		0	
投	事業費		地方債	千円 千円					0			0	0			0	
投入量			一般財源	千円				0 0		0		0	11,890			0	
L	$\overline{}$		事業費計(A)	千円			0		0		0		11,890			0	
	人件費	į <sup>1</sup>	正規職員従事人数 延べ業務時間	人			0		0		0		2 416			0	
	費		人件費計(B)	千円			0		0			0		1,691		0	
-	_	トータ	フルコスト(A)+(B)	千円			0		0			0		13,581		0	
						_	_		_	_	_					_	

いつごろどんな経緯で開始されたのか。

②事務事業を取り巻く 次記 (対象者や根拠法令等) はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてど う変わったのか?

手数料条例で、真岡市指定ごみ袋を「大45L50円」「中30L30円」「小20L20円」と定めた。

③この事務事業に対し て関係者(住民、議会、 事業対象者、利害関係 者等)からどんな意見 やを望った。

なぜ有料化するのか。 不法投棄が増えるのではないか。 指定袋以外で出されたごみはどうするのか。

## 2. 1 次評価の部 \*原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価 ①政策体系との整合性 ■結びついている □ 見直し余地がある ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか? ・意図することが結果(上位施策)に結びついているか? 目的妥当性評価 ②公共関与の妥当性 □ 妥当である □ 見直し余地がある なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか? ・税金を投入して達成する目的か? ③対象と意図の妥当性 □ 適切である □ 対象を見直す必要がある □ 意図を見直す必要がある ・対象を限定・追加すべきか? ー 市内全世帯に関係するため拡大の余地はない。 意図を限定・拡充すべきか? ④成果の向上余地 □ 向上余地はない □ 向上余地がある 有料ごみ袋の利用を減らすため、簡易包装商品、詰め替え商品の選択や、ごみの分別や資源化が図られ、ごみ減量の成果は期待できる。 ・成果を向上させる余地はあるか? ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか? ・何が原因で成果向上が期待できないのか? ⑤廃止・休止の成果への影響 ■ 影響がある■ 影響がない ・ 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は? 有効性評 ⑥類似事業との統合や連携の可能性 ■ 類似事業がある(類似の事務事業名を記載) ■ 類似事業はない ・他に、類似の形態の事務事業はないか? 類似事業はない。 ..... ・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図る □ 他の事業と統合・連携ができる □ 他の事業と統合・連携できない ことができるか? ⑦事業費の削減余地 □ 削減余地がない □ 削減余地がある ・成果を下げずに事業費を削減できないか? 一の 一定の品質が求められるため削減できない。 また、袋の大きさ、種類、価格については、有料化検討委員会や公共料金審議会で審議いただいた経緯もあり 削減の予知はない。 (仕様や工法の適正化、住民の協力など) 効率性評価 □ 削減余地がない □ 削減余地がある 必要最小限の経費であり、削減できない。 ⑧人件費(延べ業務時間)の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか? ・成果を下げずにより正社員以外の職員や委託でできないか (アウトソーシングなど) 9 受益機会・費用負担の適正化余地 □ 公正・公平である □ 見直し余地がある 公平性評価 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか? \_\_\_\_ ごみを多く出す家庭と減量に努めた家庭との排出量に応じた負担となり、公平性が保つことができる。 ・受益者負担が公正・公平になっているか? 3. 改革・改善方向の部 (1) 改革の方向性(改革案・実行計画) □ 廃止 □ 見直し(□:目的妥当性 □:有効性 □:効率性 □:公平性) □ 統合 □ 継続 (3) 改革・改善による期待成果 コスト 維持 増加 削減 向上 成果 維持 (2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か?それをどう克服していくか? 低下 事務事業の2次評価結果(事業の総括と事業の方向性) □ 記述説明不足(説明責任不充分) □ 評価内容が客観性を欠く □ 評価内容は客観的と言える (1) 1次評価結果の客観性と出来具合 (2) 2 次評価者としての評価結果 (5) 改革・改善による期待成果 ①目的妥当性 🔲 適切 🔲 見直し余地あり ②有効性 🔲 適切 🔲 見直し余地あり □ 適切 □ 見直し余地あり ④公平性 🔲 適切 🔲 見直し余地あり コスト ③効率性 維持 増加 削減 (3) 2次評価者として判断した今後の事業の方向性 (4) その他 2 次評価会議で指摘された事項 向上 □ 廃止 □ 休止 □ 目的絞込み □ 目的拡充 維持 成果 □ 事業統廃合 □ 事業のやり方改善 低下 □ 予算削減 □ 予算増大 □ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)